

# 令和4年度 伊勢市社会福祉協議会 職員採用試験募集要項

## 1. 募集職種・採用予定人数・資格基準

職種	区分	採用予定人員	職務内容・資格基準
正 規 職 員	A 【障がい相談】	1名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい相談事業における相談支援業務・計画相談</li> <li>・令和4年4月1日時点で60歳未満の方 ※昭和37年4月2日以降に生まれた方 (雇用対策法施行規則第1条の3第1項1号による)</li> <li>・次の資格のいずれかを有する方 保健師、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、 介護支援専門員、相談支援従事者初任者研修</li> </ul>
	B 【高齢者相談】	1名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括支援センターでの相談対応、高齢者や家族からの 介護サービスの相談・要望に応じ介護予防ケアプランを 作成、介護予防教室などの企画・主催など</li> <li>・令和4年4月1日時点で60歳未満の方 ※昭和37年4月2日以降に生まれた方 (雇用対策法施行規則第1条の3第1項1号による)</li> <li>・次の資格のいずれかを有する方 社会福祉士、保健師、経験のある看護師</li> </ul>
	C 【看護職員】	1名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重度身体障害者デイサービスセンターくじら（短期入所あり） における看護業務及び介護業務</li> <li>・令和4年4月1日時点で60歳未満の方 ※昭和37年4月2日以降に生まれた方 (雇用対策法施行規則第1条の3第1項1号による)</li> <li>・次の資格のいずれかを有する方 保健師、看護師</li> </ul>
	D 【事務職員】	1名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システム管理、企画、会計、労務、処務に関する業務</li> <li>・令和4年4月1日時点で60歳未満の方 ※昭和37年4月2日以降に生まれた方 (雇用対策法施行規則第1条の3第1項1号による)</li> <li>・上記業務のいずれかの実務経験がある方</li> </ul>
	E 【地域福祉職員】	1名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談支援業務</li> <li>・令和4年4月1日時点で60歳未満の方 ※昭和37年4月2日以降に生まれた方 (雇用対策法施行規則第1条の3第1項1号による)</li> <li>・次の資格を有する方 社会福祉士</li> </ul>
	F 【就労施設職員】	1名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労継続支援B型施設における管理者兼サービス管理責任者</li> <li>・令和4年4月1日時点で60歳未満の方 ※昭和37年4月2日以降に生まれた方 (雇用対策法施行規則第1条の3第1項1号による)</li> <li>・次の資格を有する方 サービス管理責任者研修修了者</li> </ul>
	G 【訪問介護職員】	1名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者・障がい者への訪問介護業務</li> <li>・令和4年4月1日時点で60歳未満の方 ※昭和37年4月2日以降に生まれた方 (雇用対策法施行規則第1条の3第1項1号による)</li> <li>・次の資格を有する方 介護福祉士</li> </ul>

・共通資格基準…普通自動車運転免許(AT限定可)を有する方 及び パソコンの基本操作(Word、Excel)のできる方

・共通受験基準…① 本会の配属場所へ通勤できる方

② 高等学校を卒業しているかもしくはそれ以上の学校(専門学校、短期大学、大学、大学院)を卒業している方

③ 次に該当しない方

・禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方

・日本国籍を有しない人で、在留資格において就職等が制限されている方

・日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党やその他の団体を結成し、又はこれに加入した方

④ 令和3年度、4年度中に本会が実施した正規職員採用試験に応募していない方

## 2. 採用方法

### (1) 試験内容及び日時

①筆記試験（一般教養）、小論文 ②面接試験・・・日時については調整の上、後日通知

### (2) 試験会場

①、②ともに 伊勢市社会福祉協議会 北部支所 2階 多目的室（伊勢市御菌町長屋 2767 番地 ハートプラザみその北側駐車場事務所棟）を予定しています。

※会場については変更となる場合があります。

### (3) 合否発表

受験者全員（本人宛）に郵送で通知します。 ※電話による問い合わせには応じることができません。

### (4) 採用予定年月日

試験実施日程により、相談に応じます。

## 3. 勤務条件等

休日及び給与等は伊勢市社会福祉協議会の規則、規程によります。

## 4. 申し込み手続き

### (1) 申込書類

- ・職員採用試験申込書 \*1
- ・履歴書 \*1
- ・運転免許証の写し
- ・資格を有する場合、資格証明書又は免許証等、資格の保有を証する書面の写し

\*1…職員採用試験申込書 及び 履歴書については、指定用紙となります。伊勢市社会福祉協議会での配布のほか、本会ホームページにおいてもダウンロードが可能です。また、本会ホームページにおいては、採用試験に関する詳細についても掲載しておりますので、ご確認ください。

【本会採用試験案内ページ】 <https://ise-shakyo.jp/news/saiyo/r04syokuinnsaiyou-2>

※右のQRコードからも遷移できます。



### (2) 申込受付期間

令和4年9月1日（木）から一定の応募者数に達するまで

【注意】本会が一定数に達したと判断した時点で受付を終了します。時期によっては、ホームページ掲載中であっても受付を終了している場合があります。応募いただく際は、事前に、総務経営企画課(TEL0596-20-8610)までお問い合わせください。

### (3) 応募方法

#### ①持参による場合

土日、祝日を除く月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分までとします。

#### ②郵送による場合

提出書類を封入し、封筒表面には朱書きで「職員採用試験申込書在中」と記載してください。

※①の提出先、②の送付先ともに、次のとおりとなります。

〒516-0804 伊勢市御菌町長屋 2767 番地 ハートプラザみその内  
伊勢市社会福祉協議会 本所 総務経営企画課 宛

これ以外の受付は認めません。また、伊勢市社会福祉協議会各支所での受付も行いませんので十分ご注意ください。

(4) その他

- ・提出された書類に記載漏れ等の不備がある場合又は虚偽の記載等がある場合、受験、採用を無効にする場合があります。
  - ・郵便事情等による書類到着の遅延等については、一切の責任を負いかねます。
  - ・受付終了後の提出書類は一切返却いたしません。
- 

**5. 問い合わせ先**

〒516-0804 伊勢市御園町長屋 2767 番地 ハートプラザみその内  
社会福祉法人 伊勢市社会福祉協議会

本所 総務経営企画課

TEL : 0596-20-8610 / FAX : 0596-20-8617